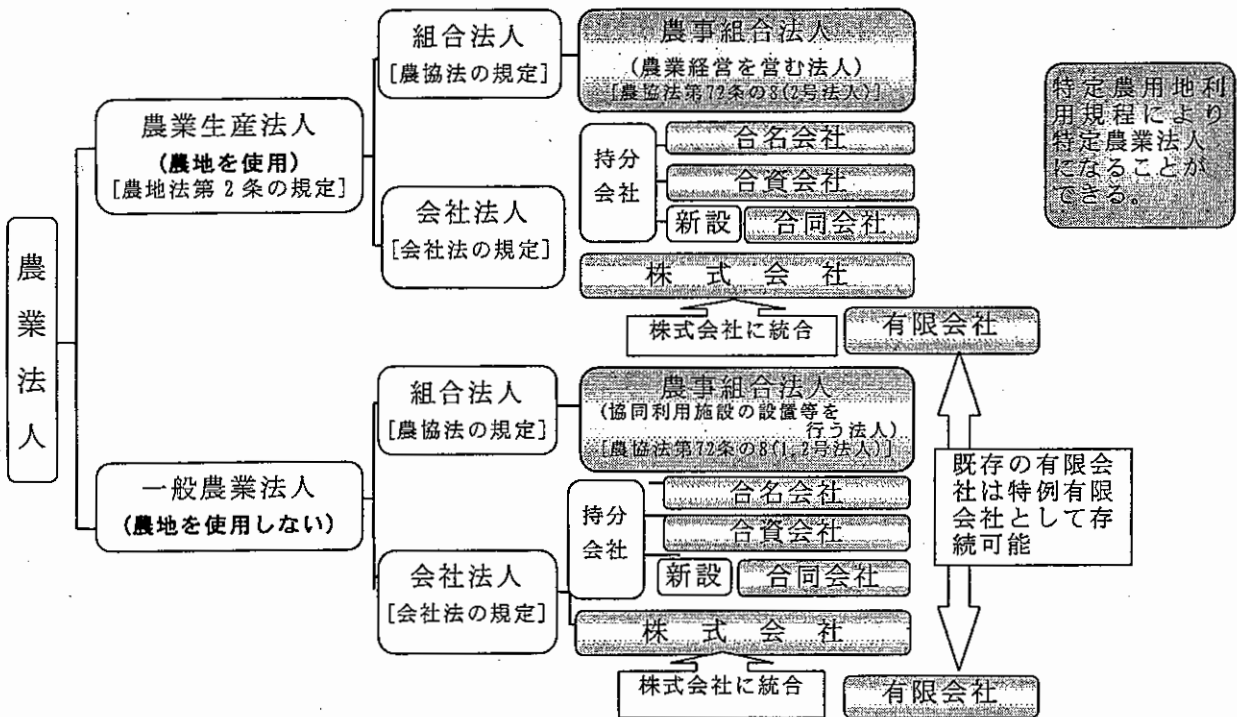


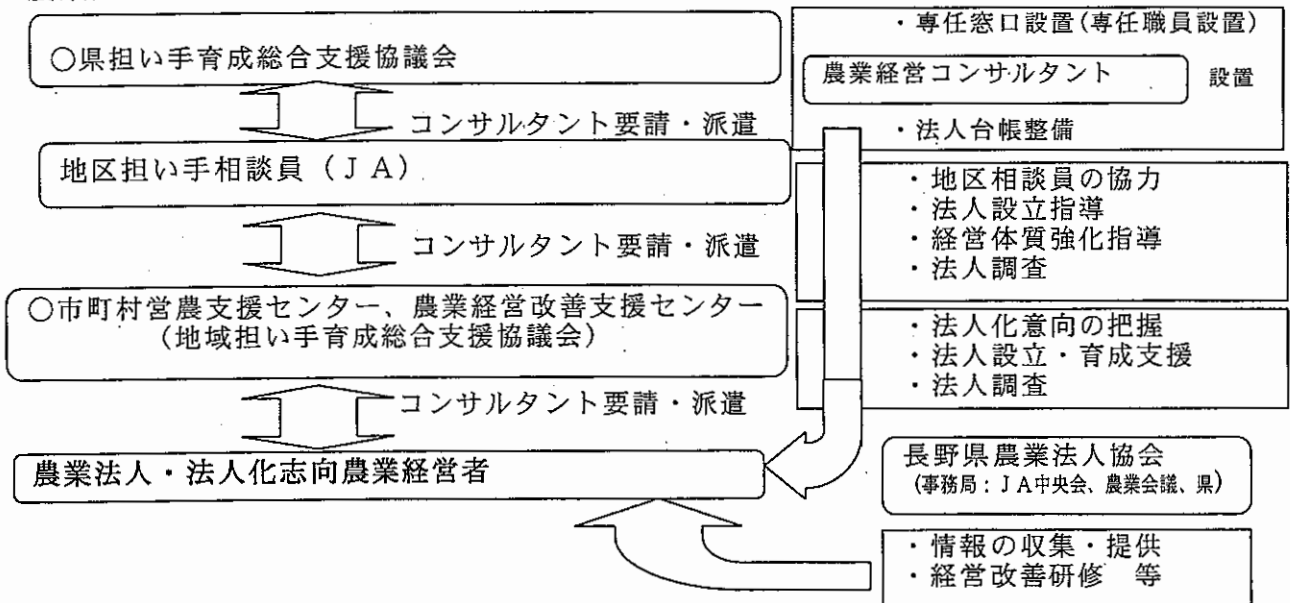
第3 農業法人

1 農業法人の概要

- 農業法人とは、事業として農業を営む法人の総称をいう。これには、農産物の生産だけでなく、農業に関連して農作業の請負や農産加工などの関連事業を行う法人も含まれている。
- 農業法人のうち、農地を使用する法人を農業生産法人といい、農地法第2条の要件を満たす必要がある。また、農地を必ずしも使用しない施設型の園芸、養豚、養鶏などは、一般の農業法人として分類される。
- なお、会社法（平成17年7月26日法律第86号）により、有限会社を廃止し株式会社に統合、合同会社が新設された（平成18年5月1日施行）



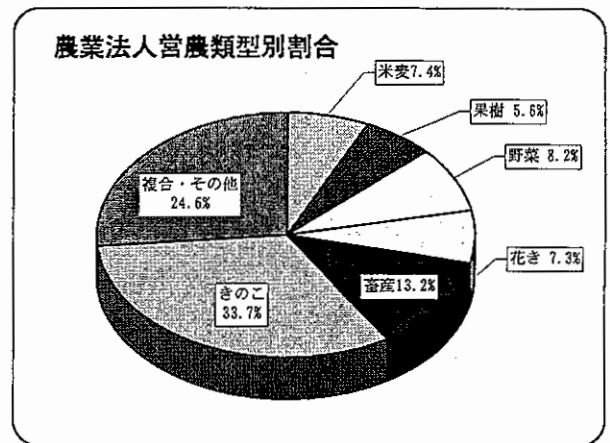
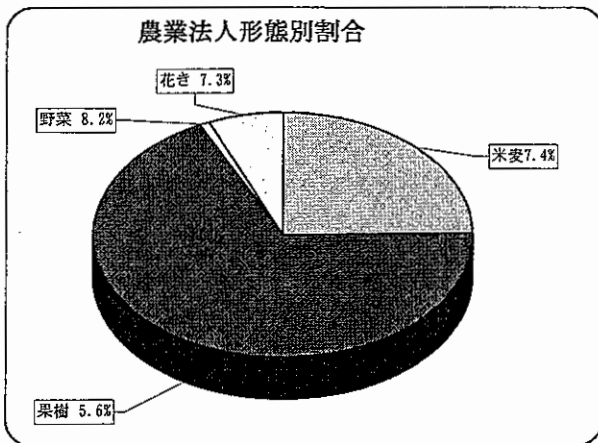
2 農業法人育成推進体制



<農業法人設立状況(平成19年3月末現在)>

	米麦	果樹	野菜	花き	畜産	菌茸	複合・その他					計	H18.3 末現在	増加数
							特用作物	複合加工	産直販売	作業受託	休止状態			
農事組合法人	23	6	13	5	28	31	2	43	9	3	8	171	167	4
有限会社	26	29	40	42	54	182	4	76	4	1	18	476	457	19
合名・合資会社		1	1		1	1		2				6	5	1
株式会社		6	5	2	4	11		13	1	1	1	44	30	14
計	49	42	59	49	87	225	6	134	14	5	27	697	659	38

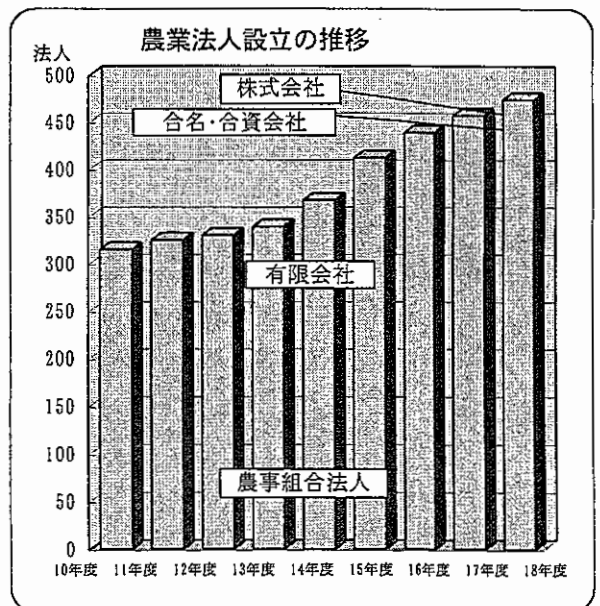
(注) 長野県農業会議調べ



<農業法人設立状況の推移>

区分	10年度	11年度	12年度	13年度	14年度	15年度	16年度	17年度	18年度
農業法人数	472	488	501	518	549	600	635	659	697
内訳 農事組合法人	145	150	158	162	164	165	164	167	173
有限会社	315	325	330	339	367	412	439	457	474
合資会社	2	3	3	3	3	3	4	5	6
株式会社	10	10	10	14	15	20	28	30	44
内訳 米麦	35	40	40	42	46	51	39	49	51
果樹	30	31	31	33	37	43	34	37	42
野菜	26	29	35	40	41	51	49	54	59
花き	38	39	39	43	43	51	48	48	49
畜産	107	106	104	103	100	98	84	87	87
きのこ	196	198	199	202	215	234	224	222	225
複合・その他	40	45	53	55	65	72	157	162	184

(注) 農業法人数は各年度3月末現在



<農業法人組織の概要>

区 分	長 野 県	全 国
名 称	長野県農業法人協会	社団法人 日本農業法人協会
会 長	川上康治((株)あずみのエコファーム)	長谷川 久夫(茨城(有)みずほ)
設 立	平成9年8月20日	平成11年6月28日設立認可
会員数	70法人(H19.3.31現在)	1,706法人(H19.3.31現在)
事務局	JA中央会、県農業会議、県農政部	

(注)都道府県段階の農業法人組織の状況：全都道府県で設置済

4 今後の推進

ア 法人設立相談・指導

(7) 集落営農・農業法人地区相談員「地方事務所農業自律チーム等（農業改良普及センター職員）、JA職員」を設置し、認定農業者等地域農業者の法人化または集落営農の法人化の意向を把握して個別相談活動を実施するとともに、地区における農業法人化研修会等を開催

(イ) 県（担い手育成総合支援協議会）に農業経営コンサルタントを設置し、地域からの設立相談等の要請に応じた相談活動を実施

イ 経営改善指導

(7) 県・県担い手育成総合支援協議会・JA中央会等関係者により、認定志向農業者や認定農業者である長野県農業法人協会会員を対象に巡回相談の実施による経営状況、要望等の把握

(イ) 農業経営コンサルタントによる経営相談等のコンサルティングの実施

ウ 長野県農業法人協会の活動支援

(7) 協会員に対する企業的経営感覚の醸成、効率的かつ安定的経営体に向けた資質向上研修会、異業種との交流会等の開催

(イ) 国・県の政策・制度等に関する情報、その他関連情報の収集・提供等、協会と一体となった活動の実施

エ 市町村における法人化促進活動

法人化説明会の開催や相談者との調整活動等

オ 集落営農の法人化

地域営農システムの推進を通して、特に担い手が不足している集落（地域）における持続的な農業生産を図るため、集落営農の組織化・法人化を進める。

その際には、農用地利用改善団体による調整を機能させることにより、既存の農業法人等認定農業者が存在する場合には集落営農と共存できるような環境を構築する。

(参考1) 農業経営の法人化のメリット、デメリットについて

農業経営の法人化は、税制面や制度資金の融資枠の拡大など「制度上のメリット」とともに、信用力の向上に伴う取引先の拡大や雇用労働力の安定的な確保など「経営上のメリット」がある中で、一方として、会計処理や税務申告など経営管理コストのアップなどのデメリットもあります。

また、メリットは場合によってはデメリットとして作用する可能性もあります。

法人化にあたっては、メリットも制度上のものなど絶対的なもの以外は、経営者として自らの経営努力によって生み出されるものであることから、これらのメリット、デメリットを総合的に勘案し、法人化する目的や経営規模などを見極めて、法人化する必要があります。

【経営面】	【制度面】
<ul style="list-style-type: none"> ○対外的信用力の向上 ○複式簿記による企業性の確立 ○企業イメージのアップによる人材確保 ○経営の継承 ○加工等の多角的経営の展開 	<ul style="list-style-type: none"> ○社会保障制度による雇用環境の向上 ○法人税制等の税制上の優遇措置 ○制度資金等の融資枠の拡大 ○有利な補助制度の活用

1 制度上のメリット&デメリット

	メリット	デメリット
社会補償制度	<ul style="list-style-type: none"> 〈1〉 社会保険（医療・年金保険）、労働保険（労災・雇用保険）に加入が可能となり、雇用労働者の福利が増進される 〈2〉 就業規則の制定が義務づけられ（雇用10人以上）、就業条件が整備される 	<ul style="list-style-type: none"> 〈1〉 社会保険制度を導入すれば、各保険等の掛金を支払わなければならない * おおよそその掛金の最大目安 支払給与の35/100 〈2〉 就業条件を活かすには、計画的な労務管理等が必要
税制	<ul style="list-style-type: none"> 〈1〉 法人税制の適用 <ul style="list-style-type: none"> ● 定率課税（所得税は累進課税） ● 赤字決算の繰り越し控除が5カ年可能（個人は3年間） ● 法人税は経費を差し引く（損金算入）ことができる範囲が広い * 役員報酬、退職金報酬、交際費等 〈2〉 税制特例 <ul style="list-style-type: none"> ● 事業税（地方税）は非課税（農業生産法人たる農事組合法人） ● 従事分量配当、利用分量配当は損金繰り入れ（確定給与を支払わない農事組合法人） 	<ul style="list-style-type: none"> 〈1〉 県民税、市町村民税の納税義務が生じる <ul style="list-style-type: none"> ● 県民税（均等割） 20,000円～ ● 市町村民税（均等割） 40,000～60,000円
制度資金	<ul style="list-style-type: none"> 〈1〉 貸付枠の拡大 <ul style="list-style-type: none"> * 農林金融公庫資金 * 農業近代化資金 	
農地の取得	<ul style="list-style-type: none"> 〈1〉 農地の権利取得が可能 <ul style="list-style-type: none"> ● 経営委譲の受け皿 	

2 経営・運営上のメリット&デメリット

	メリット	デメリット
経営管理	<ul style="list-style-type: none"> 〈1〉 複式簿記の記帳により経営内容を明確に把握することができる 	<ul style="list-style-type: none"> 〈1〉 複式簿記の作成が義務づけられ、会計処理、法人税申告書作成等に労力と費用を要する
対外信用力	<ul style="list-style-type: none"> 〈1〉 対外信用力の向上 <ul style="list-style-type: none"> ● 金融機関、取引先 ● 地域内 	
人材の確保	<ul style="list-style-type: none"> 〈1〉 新規就農者の受け皿 〈2〉 幅広い人材確保 	

(参考2) 農業法人の形態別要件等比較

農業法人の形態別要件等比較

法人形態		農事組合法人	株式会社(新) (株式譲渡制限)	特例有限会社 (新規設立不可)	合同会社(新) (LLC)
根拠法		農業協同組合法	会社法	有限会社法(設立時)	会社法
定款認証		不要	必要	必要	不要
資本金		制限なし	制限なし	最低300万円	制限なし
目的		農業生産の協業による共同の利益増進	商行為その他の営利行為		
事業内容		農業・農業の関連事業に限定 ※ 農業生産法人になるには、事業内容の制限あり	制限なし		
構成員	呼 称 資 格	組合員 農民等で定款で定める者	株主 特に制限なし	社員	社員
	人 数 そ の 他	農民3名以上 ※ 農業生産法人になるには、構成員の制限あり	1名以上	1~50名	1名以上
出 資	出資内容	現金・現物	現金・現物	現金・現物	現金・現物
	金額制限	1口均一で金額制限なし	制限なし	1口均一で50,000円以上	制限なし
	出資制限	1人の組合員の出資は総出資口数の50/100以下	制限なし	1人の社員の出資制限なし	制限なし
責任範囲		有限責任(出資限度)	有限責任(出資限度)	有限責任(出資限度)	有限責任(出資限度)
議決権		1名1票	1株1票 (出資1単元株1票) (議決制限株式の発行制限なし)	出資1口に1票(定款で別の定め可)	定款の定め又は1名1票
役 員	呼 称 資 格	理事 組合員から選任	取締役 特に規定なし(欠格条項あり)		
	人 数	1名以上	1名(取締役会設置の場合3人)以上	取締役1名以上	取締役1名以上
	役員任期	3年以内	原則2年、株式譲渡制限会社は最長10年	規定なし	規定なし
	そ の 他	※ 農業生産法人になるには、役員数の制限あり			
決算公告義務		なし	あり	なし	なし
税 制	法 人 税	(1)農業生産法人で確定給与支給 普通法人と同様	【普通法人】 ・所得800万円を超える部分 30% ・所得800万円以下の部分 22%		
		(2)農業生産法人で確定給与支給なし (3)農業生産法人以外 22%			
	事 業 税	(1)農業生産法人は非課税 (2)農業生産法人以外で確定給与支給 普通法人と同様 (3)農業生産法人以外 確定給与支給なし ・400万円超 6.6% ・400万円以下 5.0%	【普通法人】 ・所得800万円超 9.6% ・所得400~800万 7.3% ・所得400万円以下 5.0%		

※合名会社、合資会社については省略した。

(参考3) 農業生産法人とは

1 農業生産法人

農業生産法人制度は、農業経営の協業の助長のため、法人組織による農地の権利取得を可能とすることを目的として昭和37年に創設された。(農地法第2条第7項)

農業生産法人とは、農地法上の上で規定された名称で、農業法人のうち農業経営を行うために農地等を利用できる(所有権、賃借権等の使用収益する権利を取得できる)法人のことで、農事組合法人「農業協同法に基づく法人」、株式会社(公開会社でない)、持分会社(合名会社、合資会社、合同会社をいう)のうち、一定の要件を満たしている法人のことを指し、法人の形態の一つとして「農業生産法人」があるわけではない。

2 農業生産法人の要件

(会社法施行後)

法人の形態	事業内容	構成員(組員、株主又は社員)の要件	業務執行役員要件
[1] 農事組合法人 (事業内容、構成員の資格等で農協法の適用を受ける) [2] 株式会社 (公開会社でない) [3] 持分会社 ア 合名会社 イ 合資会社 ウ 合同会社 [5] 株式会社(定款に株式の譲渡について取締役会の承認を要する旨の定めがあるものに限り)	[1] 主たる事業が農業(農産物の加工・販売等の関連事業を含む)であること。 [3] 農業と関連事業が売上高の過半であれば、その他の事業を行うことができます。	[1] 農地等の提供者 ・その法人に対し農地の権利を提供している者(農地を売ったり貸したりしている者) [2] その法人が行う農業に常時従事する者(原則として年間150日以上従事・従事日数には特例あり) [3] 農地を現物出資した農地保有合理化法人 [4] 地方公共団体、農業協同組合、農業協同組合連合会 [5] 産直契約を結んでいる消費者や農作業の委託者など法人からの物資の供給や役務の提供を受けている者、品種登録を受けた種苗の生産ライセンスの供与契約を結ぶなど特定の技術を提供する企業など一定の範囲内で法人の行う事業と継続的取引関係にある者等 なお[5]に該当する者については、その議決権数の合計が総議決権数の4分の1以下、一人当たりの議決権数が総議決権数の10分の1以下でなければならないこととされています。また、平成15年の基盤強化法の改正により、農業経営改善計画の認定を受けた農業生産法人については、特例として認定期間(5年)に限り、その法人から物資の供給又は役務の提供を受けている者やその事業の円滑化に寄与する者(関連事業者等)が行う出資について議決権制限が緩和されました(農業者が出資する場合には制限なし、農外の者が出資する場合には総議決権数の2分の1未満)	業務執行役員数の過半が農業の常時従事者である構成員であり、かつ、その過半を占める業務執行役員数の過半数が原則年間60日以上農作業に従事する者であること(従事日数には特例あり)。

※なお、農地等の権利を取得することができる例外として、基盤強化法の特定法人貸付事業による場合等がある。